

越生町乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
の利用に係るキャンセルポリシー

越生町子育て支援課
令和8年3月

■基本事項

- 1 園に利用予約が完了した時点で当キャンセルポリシーの対象となります。
- 2 利用日の変更・キャンセルについては、原則、予約日前日の16時まで*1に予約をした園に直接連絡の上、こども誰でも通園制度総合支援システムにおいてキャンセル処理*2 をしてください。16時を過ぎたキャンセルの場合、利用料のお支払いの必要はありませんが、利用時間は消費されます。
- 3 当日のこどもの体調不良等、予期しない当日キャンセルについては、できる限りすみやかに予約した園にご連絡ください。
- 4 利用する児童数に合わせて保育者を配置しております。お迎え時間は厳守いただくとともに、万が一遅れてしまう場合には、必ず園へご連絡ください。
- 5 無断でのキャンセル又は送迎の遅れは、園や他の利用者への迷惑となりますのでおやめください。
- 6 無断でのキャンセル又は送迎の遅れが悪質と判断した場合には、当事業の利用のお断りや、利用登録の取消しをする場合があります。*3

■キャンセルの取扱い

急な体調不良等による当日キャンセルや無断キャンセル、当日利用時間開始以降にキャンセルの連絡をした場合については、利用料のお支払いは不要ですが、当事業を利用したものとみなし、利用時間は消費されます。

キャンセルの取扱い一覧

連絡の有無及び期限		利用料の支払い	利用時間の消費	注意事項
前日 *1	16時までに園へ連絡し、キャンセル	なし	なし	予約変更を繰り返し行ったり、無断キャンセルしたりなど、悪質と判断された場合には利用登録を取り消す場合があります。*3
	16時以降に園へ連絡し、キャンセル	なし	あり	
当日	当日キャンセル（連絡あり）及び無断キャンセル	なし	あり	
	当日利用開始時刻に遅れた場合や早退等	あり	あり	予約時間分での料金支払い及び利用時間が消費されます。

*1：土日祝日をはさむ場合のキャンセル等の連絡は、利用直近の平日の16時までが期限となります。

*2：こども誰でも通園制度総合支援システムにおけるキャンセル処理ができない場合は、園までご連絡ください。

*3：無断キャンセル等により利用登録が取消となった場合は、年度内に再度利用登録をすることができません。

■遅刻・早退の取扱い

利用開始時刻に遅れた場合や利用中の急な体調不良等によりお迎えの時間が早まった場合においても、利用時間や利用料金については、原則、予約時間で算定します。

お迎えが予定時刻より15分以上遅れた場合は、1時間の利用をしたものとみなし、実際のお迎え時間で計算します。その場合において、月の利用上限時間（10時間）を超えてしまった場合には、超過料金として以下の金額を園にお支払いいただきます。この超過料金については、利用料が減免されている方も支払い対象となります。

超過料金一覧

年齢	1時間あたりの超過料金
0歳児	1,700円
1・2歳児	1,400円

□利用料算定の具体例

【例】当日、午前9時から11時で予約している場合

ケース	実際の利用時間	利用料	月の利用時間枠の減算
予約時間どおりに利用	2時間	2時間分	2時間
①開始時刻に遅れ、 10時～11時まで利用	1時間	2時間分 (予約時間分)	2時間 (予約時間分)
②終了時刻が早まり、 9時～10時まで利用	1時間	2時間分 (予約時間分)	2時間 (予約時間分)
③お迎えが遅れ、 9時～11時20分まで利用	2時間20分	3時間分*4	3時間 (予約時間分)*4

*4：ケース③において、月の利用上限時間（10時間）を超えてしまった場合には、利用料に加えて、超過料金をお支払いいただきます。なお、超過分については月の利用時間枠の減算には含めません。